

「足立区立小学校教諭殺人事件」の賠償に対して

遺族と足立区の和解成立

2007年12月31日
犯罪被害者家族の会ポエナ
会長 小林邦三郎

1978年（昭和53年）に東京都足立区立小学校の女性教諭・石川千佳子さん（当時29歳）が殺害された事件で、遺族が殺人罪の時効成立後に自首した同小学校の元警備員の男（71）と、男を雇用していた足立区に損害賠償を求めた訴訟の控訴審は、2007年12月20日、東京高裁（青柳馨裁判長）で区が遺族に2500万円を支払うことを条件に和解が成立しました。また、和解金の他に区が遺族に哀悼の意を表すことや、再発防止への努力も和解条項に盛り込まれ、直後の23日、北海道小樽市の遺族を同区の近藤弥生区長が弔問し謝罪しました。

この裁判は事件から27年後の2005年に提訴され、「不法行為から20年で損害賠償請求権が消滅する」との民法の時効に当たる「除斥期間」をどう判断するかが争点となっていました。2006年9月26日、東京地裁永野厚郎裁判長は除斥期間の経過について、「殺人」と「遺体を隠し続けた行為」を分けて考えたとの枠組みを示し、殺人は既に除斥期間が過ぎてしていると判断、賠償責任を認めませんでした。この時点で殺人者には、遺体を隠し続けた点を「不法行為」と認め、慰謝料などわずか330万円の支払いを命じただけであり、労災の認定もされていないことを遺族から知らされたのです。

当ポエナの会は2006年9月27日の新聞報道にて事態を知り、当日遺族（実兄）の了承を得た上で時効の壁に挑戦することを決意いたしました。私がこの事件の賠償に取り組んでみようと思ったのは、私自身も息子を殺害した犯人が未逮捕である限り命の代償が得られず、時効の意義を立証しながら追及しているためです。

当初は傷害致死とされた息子の死が、嘆願書と春日部少年殺害事件等で殺意の目的を論議した結果、殺人罪の適用を受け時効が7年から15年に変更され、これにより時効が傷害致死も殺人も同一となり、共に25年となる刑法の根幹の改正が初めて実現しました。犯罪による死は全て時効が同一でなければならず、時効の撤廃に向かって立証しながら努力しておりますが、今回の賠償の和解は大きな一歩前進であり、心から嬉しく思っています。

これまでの私たちの活動の経緯は、

1、労災支給に関して

まず足立区と折衝したが、権限は東京都労災基金にあり手続きはしていないことを確認。同基金と電話にて以下の主旨をご理解いただけるよう、徹底した論議を展開。

- (1) 不明のまま処理された死において、労災の時効 5 年が成立することはない。
- (2) 手続きができ得ないものの時効は停止すべきであり、事実が判明した時から発生するものである。
- (3) 区の用務員による学校内で当直勤務中の犯行であり、区の責任は訴訟以前の問題である。

私も犯罪被害者遺族として納得することができず、要望書の提出とともに報道関係者も交えての論議を要求し、日時が決定したら連絡しますとの回答を同基金から得ていましたが、連絡を得る前に支給が決定されたのです。これにより足立区の賠償も 5 年と 20 年の差があるものの、時効の内容において全く同一であり必ず成立するとの確信を持ちました。

2、足立区の賠償責任に関して

- (1) 2006 年 10 月 20 日(金)に、「ポエナ」として要望書を提出(HP、2006 年活動報告参照;「足立区女性教師殺人時効事件」への対応について、足立区へ要望書を提出¹)。報道各社 3 社取材の下、足立区の三課長にポエナ会員 2 名は要望書の主旨を説明し議論した。
- (2) 同年 10 月 25 日、区から「区長と話し合った結果、裁判に委ねることに決定した」旨の回答があった。
- (3) 同年 10 月 26 日、東京高裁に要望書の写しを提出し、法の意義について意見を述べた。

裁判の経緯を見守りながら控訴審では必ず勝訴する確信がありましたが、和解することができ本当に喜んでいきます。労災支給により道が拓けた成果であり、東京都労災基金の英断に感謝するものです。犯罪被害者遺族には、弁護士にすべてを任せるだけでなく、人として家族として積極的な戦い、大きな戦いが道を拓くことを知っていただきたいのです。

この事件に関して、ホームページでの署名活動にご協力してくださいました皆様に心より感謝申し上げます。この署名活動は終了いたしますが、今後も皆様の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

¹ <http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/news/2006/1027.htm>